第2編

第2章 緑化推進·自然環境の保全

杉並区の環境の現状と取り組み

第2編

杉並区の環境の現状と取組み

~第2章~ 緑化推進・自然環境の保全

1 緑化の推進

1 現状と課題

杉並区は、昭和 30 年代後半からの急速な経済成長の影響を受け、区内の人口増加とともに、それまであった農地や樹林地の多くが宅地化されました。近年においても、屋敷林の伐採、農地の宅地化、住宅敷地の細分化などによって、みどりは失われ続けています。

みどりの現状を見る一つの指標として「緑被率」が使われます。緑被率とは、平面的に見た区域面積に占めるみどりの割合をいい、区内の緑被率は昭和 47 年度には24.02%であったものが、25 年後の平成 9 年度には17.59%と減少傾向が続いていました。平成14 年度は、第7回目となる「みどりの実態調査」(「緑化基本調査」から改称)を実施しましたが、緑被率が20.91%と初めて前回調査より増加を示しました。その内訳は樹木被覆地(平面的に見て、樹木に覆われた土地)の大幅な増加によるものです。草地・農地はこれまでの傾向と同様に1.85 ポイント減少したにもかかわらず、樹木被覆地が5.17 ポイントと大幅に増加したため、全体として3.32 ポイントの増加になりました。なお、樹木被覆地については平成9 年度調査から増加に転じており、2 回連続で増加したことになります。みどりの減少傾向が続いてきた中で、樹木被覆地の増加がみられたことは、調査技術の向上とともに樹木の生長や植樹活動の広がりによるもので、区民の緑化への取り組みの成果といえる半面、草地・農地の減少傾向が続いていることについては今後も課題となりました。

区では、昭和 48 年に、失われようとしている自然を回復し、自然環境との調和の中に健康で快適な生活環境を確保していくことを基本理念とした「みどりの条例」を制定しています。一方、平成6年に都市緑地保全法の一部が改正され、緑に関する総合的な計画を区市町村が策定するよう法規定されたことから、昭和 59 年策定の「杉並区緑化基本計画」を見直すなどして、平成11年に区の新たなみどりに関する総合計画となる「杉並区みどりの基本計画」を策定しました。この間、本計画に基づき緑化施策を推進してきましたが、みどりを取り巻く状況の変化に対応するため平成17年に一部を改定しました。さらに平成18年度には、関連する法律などの改正とも整合させるなど「みどりの条例」を全面改正し、「杉並区みどりの条例」を制定しました。

2 緑化施策の取組み状況

みどりはくらしに潤いややすらぎを与えるとともに、生態系の保全、大気の浄化やヒートアイランド現象 (**) の緩和など、都市環境の保全や防災面での効用など大きな役割を果たしています。みどりの保全・創出のために区では様々な施策に取り組んでいます。

(1) みどりを守る

いったん失われたみどりを回復するには、長い歳月と経費が必要です。緑化対策としては、なによりもまず現在あるみどりを保全することが必要です。

残された貴重なみどりを守るために、保護指定制度を設けています。区内に現存する一定基準以上の樹木・樹林・生けがきについて所有者の同意を得て区が指定し、伐採や移植を制限するほか、維持管理に要する経費の一部を補助しています。さらに、区内で生育している特に貴重な樹木については、所有者と区が保全協定を結び、「貴重木」として指定し、一定期間(10年以上)樹木の伐採や移植を禁止するとともに、維持管理に要する経費の一部補助のほか、必要に応じて樹木医の派遣や支障となる枝の剪定を行っています。また、昭和58年9月からは、「樹木保険制度」を導入しました。この制度は、保護指定した樹木等が台風や強風により枝折れや倒壊した場合、それが原因で発生した物損事故や人身事故について、区が所有者に代わり契約している保険から保険金を支払うというもので、所有者の負担を少しでも軽減できるように導入したものです。

平成 18 年 3 月 20 日付けで、「杉並区みどりの条例」の改正により、敷地面積にかかわらず建築行為等を行う場合や 20 台以上の自動車駐車場を設置する場合、緑化計画の提出をお願いしています。

そのほか、区民から寄付の申し出があった樹木を公共施設で活用する寄付樹木制度 や、300 ㎡以上の樹林地を無償で借地し、区民に開放しながら樹林地の長期保全を行 う市民緑地「いこいの森」の設置を行っています。

平成 16 年 8 月には、大都市東京の貴重なみどりである屋敷林をはじめ、生けがき、農地、寺社林、民間グラウンドなどの私的なみどりを守るため、石原国土交通大臣(当時)、近隣 5 区市長をお招きして、「都市のみどりを守る」緊急フォーラムを開催しました。その後、近隣区市と国・都で構成する「東京みどりの研究会」として活動しています。

(2) みどりを創る

区民にとって最も身近なみどりは「住宅地のみどり」です。みどりの実態調査の結果でも、区内のみどりの約半分は個人のみどりが占めています。そこで、個人の庭などのみどりの増加をはかるとともに、みどりを育てることをお願いしています。

具体的な事業としては、接道部緑化助成、屋上・壁面緑化助成、苗木配布、区営苗 圃の運営などを行っています。

接道部緑化助成制度は、豊かな緑視景観の向上や防災性の向上、住環境整備の一環として、道に面した部分の生けがき化等に対して、既存の塀の撤去と生けがき等を造る費用の一部を助成するものです。

屋上・壁面緑化助成制度は、ヒートアイランド現象 (**) や都市型水害などを緩和し、 潤いのある生活空間を創出するため、平成 14 年 10 月に創設しました。

また、緑化の普及啓発と家庭でのみどりづくりのため、イベント開催時などに苗木の配布を行っています。一方、区内の農地保全などのために、苗木の育成を営農団体に委託したり、苗木の育成や区民から寄付のあった樹木の仮植地として区営苗圃を 4 か所運営しています。

そのほか、区立学校の校庭の緑地化など区立施設の緑化工事や維持管理を積極的に行っています。

|(※)ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なった都市独特の局地気候のこと。都市では人間の活動のために消費される熱が多く、また、アスファルトやコンクリート等で地表面が覆われているため太陽熱を吸収、蓄熱しやすい。そのため郊外に比べて都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこのように称されている。

(3) みどりを育てる

地域緑化を推進するために、みどりの育成協定、緑地協定といったみどりに関する協定を区民等と締結するなどし、苗木の供給や補助金の支給などを行っています。

また、緑化への関心・意識の向上を目指して、みどりの新聞「みどりとひと」の発行や、みどりのイベント、みどりの講座を開催しています。さらに、子どもの時からみどりをはじめとする自然を大切にする心を育むことなどを目的として、小学5年生向けの緑化副読本「みどりとわたしたち」を作成し、配布しています。

平成 14 年度には、21 世紀ビジョン「区民が創る『みどりの都市』杉並」の実現に向けて、自らの発想と生活者の視点から、地域のみどりを守り・増やし・育てていくことを目的に「みどりのボランティア杉並」が活動を始めました。また、区民、事業者等からの寄付金を区内のみどりの保全・創出に活用するため、「杉並区みどりの基金」を創設しました。

そのほか、区民の緑化に関する相談に応えるため、区立塚山公園内に、図書閲覧コーナーを備えたみどりの相談所を開設しています。また、公園の一角には、緑化モデル園を設け、生け垣の見本などを展示しています。

◆「みどりのボランティア杉並」の活動

「杉並区みどりの基本計画」の施策「みどり39プラン」に基づき、平成14年3月に発足した「みどりのボランティア杉並」が活発な活動をしています。「みどりのボランティア杉並」は、区民のボランティア志向の高まりを受け、まちのみどりの保護と育成を積極的に進めるため、緑化に関する区民のボランティア組織として創設されました。

「みどりのボランティア杉並」の会員は、杉並区に在住、在勤、在学の方で、(1)無報酬で活動できる方、(2)みどりに関心を持ちボランティア活動に理解と意欲のある方を区が認定・登録しています。登録期限は、登録日の属する年度を含めた2年度で、更新することもできます。

会員は、互いに協力し合い、みどりについて学び、みどりを守り育て、みどりの大切さを地域に広め、区が行う緑化事業に協力するなど、まちの緑化に対して地域の生活者としてきめ細かな視点から活動を行っています。現在、いくつかのグループに分かれて、公園、保育園などの公共施設で樹木剪定や花壇づくり、小学校のプールなどで、子どもたちと一緒にヤゴの救出活動やミニビオトープづくり、自然観察会の開催、公園の落ち葉から腐葉土をつくるみどりのリサイクルを進める等の活動を行っています。また、樹名板づくりや区発行のみどりの新聞「みどりとひと」の編集協力、区主催の「みどりのイベント」への出展や、草木染めなどの「みどりの講座」、「自然観察会」等、講師を務めるなどの活動も行っています。

◆「杉並区みどりの基金」と緑化活動助成

失われつつある身近なみどりを、区民が主体となって保全・創出していく仕組みの一つとして、「杉並区みどりの基金」を創設しました。基金は、区民、事業者等から寄付金を募り、区の出資金とあわせ地域緑化に活用していきます。

みどりを守り、増やし、育てていくためには、それを支えていく人が大切です。みどりの基金は、みどりに関心を持つきっかけづくりや実際に緑化ボランティアとして活動している人たちを応援するために活用していきます。そして基金が充実した段階で、民有の樹木の保全や緑地の購入に活用していきます。

◆ 「花咲かせ隊」をはじめとする住民組織による花壇管理

区民の方が公園の花壇管理をとおして植物や土に触れる機会を持ち、公園をより身近な地域の財産として活用していただくために、「花咲かせ隊」制度が平成 12 年度にはじまりました。平成 18 年度末現在 98 団体が活動しています。

そのほか、小学校のPTAなど住民組織と区立公園等の花壇の栽培管理について管理協定を結び、地域の連帯感と緑化意識の向上を図っています。現在、杉並第十小学校PTAと協定を結んでいます。

◆ 「公園育て組」が始動

区民との協働により、公園や緑地の清掃や植栽の手入れなどの管理の一部を、地域の区民団体の方にお願いすることで、地域に愛され親しまれる公園、緑地を育てていく制度として平成 16 年度より「すぎなみ公園育て組」がスタートしました。1 公園 1 団体を目標に、18 年度末現在、20 団体が登録し、活動を始めています。

(4) みどりの調査・企画

杉並区みどりの基本計画の目標を実現するため、区内のみどりを取り巻く社会情勢や将来動向の予測をしつつ、緑化の対策を講ずるための調査と企画の充実を図っています。

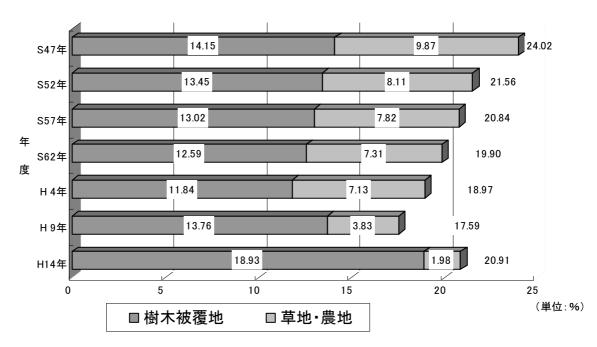
杉並区みどりの条例に基づき、概ね5年ごとに区内のみどりの実態を把握する「みどりの実態調査」(平成9年度第6回調査までの「緑化基本調査」から改称)を実施し、その結果を緑化施策の見直しなどに活用しています。これまで、昭和47年、52年、57年、62年、平成4年、9年、14年の7回実施しました。

16年度には新たな緑化施策として「杉並区みどりのベルトづくり計画」、「杉並区みどりのリサイクル計画」の策定を行いました。17年度には、「みどりの実態調査」の結果やこれまでのみどりの変化などを踏まえて、既定の緑化施策の見直しや再構築をするなどして「杉並区みどりの基本計画」の一部を改定しました。また、区内部の緑化対策に関する調整組織「杉並区緑化推進連絡会」の運営を通して、区の統一的、総合的な緑化対策を推進しています。

◆「みどりの実態調査」の実施

杉並区みどりの条例に基づき、概ね5年ごとに区内のみどりの状況を把握するため、「みどりの実態調査」を実施しています。調査内容は、緑被率調査、樹木調査、樹林調査、接道部調査、道路内植栽調査、緑視率調査、壁面緑化調査、屋上緑化調査等です。

緑被率については、過去 25 年にわたり減少傾向にあったものが、平成 14 年では 20.91%と、前回調査(平成 9 年度)の 17.59%から、初めて 3.32 ポイントの増加に 転じました。その内訳を見ると、樹木被覆地の大幅な増加で、調査技術の向上ととも に樹木の生長や植樹活動の広がりになどにより増加したものと考えられます。緑被率の経年変化とその内訳は下図のとおりです。なお、次回調査は、平成 19 年度に実施いたします。



緑被率の経年変化とその内訳

(右側の太字は緑被率)

(平成14年度みどりの実態調査報告書より)

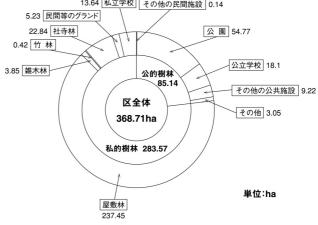
また、樹木調査では、地上から 1.5m の 高さの幹の直径が30cm以上あるものを調 査しています。区全体の本数は 33,112 本 で平成9年度調査より4.544本増加しまし た。なかでも直径 120cm 以上の大木は 35 本あり、最も大きいものは直径 179cm の ケヤキでした。

樹林については、面積が300㎡以上のも のを調査しています。区全体で、4,314 箇 所、368.71ha で、その約77%が私的な樹 林で、約23%が公的な樹林です。

接道部(区内の道に面した部分/延長約 1,927,622m) の緑化状況の調査は、平成 14 年が 2 回目ですが、前回調査より緑化 部分が大きく増加しました。

13.64 私立学校 その他の民間施設 0.14 公園 54.77

形態別樹林構成



内訳は、植込み約 8%、緑化フェンス約 7%、生垣約 2.8%などで、接道部全体の 19.50% (延長約 375,811m) が緑化されています。 また、緑化が可能な部分は約 43% (約828,106m) であることがわかります。(平成14年度みどりの実態調査報告書よ U)





接道部の緑化状況(平成14年度みどりの実態調査報告書より)

			全接道部に対
大分類	種別	延長(m)	
			する割合(%)
緑化有り	生け垣	54,290.4	2.82
	植込み・植樹帯	154,362.9	8.01
	竹柵などその他	12,681.2	0.66
	緑化フェンス	137,436.6	7.13
	緑化・境界無し	6,784.9	0.35
	農地	10,255.9	0.53
小計		375,811.9	19.50
緑化余力有り	ブロック塀	363,758.2	18.87
	万年塀	48,638.1	2.52
	石塀・レンガ塀	85,216.3	4.42
	その他の塀	38,749.3	2.01
	フェンス	160,916.6	8.35
	境界無し ※1	66,936.8	3.47
	緑化可能な境界建物※2	63,891.1	3.31
小計		828,106.4	42.95
緑化余力無し	出入口	418,214.1	21.70
	門幅	142,867.7	7.41
	境界建物 ※2	142,583.5	7.40
	工事中などその他	20,038.5	1.04
小計		723,703.8	37.55
区合計		1,927,622.1	100.00

- ※1 境界無し=塀などがなく、出入口ではない場所。
- ※2 境界建物=敷地いっぱいに建物があり、隙間がない場所。

建物の屋上を緑化している屋上緑化は、区内で 662 箇所、13,305 ㎡ありました。 前回調査より箇所数で 473 箇所、面積で 6,944 ㎡の増加が見られました。区内全域で 屋上緑化が広がっていることがわかります。特に阿佐谷、高円寺、高井戸地域で大き く増加しています。

区内で建物の外壁をツタなどが覆っている壁面緑化は、146 箇所、8,157 ㎡ありました。1 箇所当たりの平均面積は 55.8 ㎡です。種類は、全体の 87%がナツヅタで、地域別では荻窪(北側)、高円寺、永福、西荻北地域で多く、上井草地域にはありませんでした。また、前回調査より箇所数は減少しましたが、面積は増加しています(平成14 年度みどりの実態調査報告書より)。

2 環境学習の実施

自然環境の保全や地球温暖化問題など今日的環境問題に対処するには、区民一人ひとりが環境に配慮した行動をとることが何よりも必要であり、「一人ひとりが、環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動がとれるようになること」を目的とする環境学習が果たす役割は非常に大きくなっています。

そこで、平成 15 年度から地域での環境配慮行動の核となる人材を育成する「環境リーダー養成講座」を実施しています。平成 18 年度には、これまでの1講座 7 回シリーズ・年間 2 講座から1講座 17 回シリーズ・年間1講座に変更し、地域での環境配慮行動を広める核となる人材の養成という講座目的をより明確にした内容としました。

さらに、環境配慮行動のすそのを広げるために受講対象を拡大し、"環境に関心はあるが、自分に何ができるか?"という一歩を踏みだせずにいる人を主な対象とした「環境学習講座(一般講座)」や、明日を担う子どもたちが環境に配慮した行動を自然に取れるよう、身近な環境をテーマとした体験型の「こども環境教室」を実施しました。

今後、環境学習が地域に根ざしたものとなり、地域住民が、地域のすばらしさ、課題を理解した上で、地域の将来像を描き、地域づくりに主体的に参画していくことが重要です。そのために、区内各地域で環境活動の核となる環境リーダーを養成するとともに、子どもから高齢者まで、様々な区民を対象に環境についての学習の場を提供し、環境への意識の高揚につとめていきます。

平成 18 年度 開催実績

環境リーダー養成講座修了者数 (1 講座 17 回シリーズ 年間 1 講座開催)	27 名
一般講座受講者数 (年間 7 講座開催)	465 名
子ども環境教室受講者数 (親子対象 3 講座、子どものみ対象 3 講座、 計年間 6 講座開催	84 名





3 環境活動の支援

今日の環境問題は、地球温暖化からたばこのポイ捨てまで幅広く多岐にわたっています。 こうした問題に対して、多くの区民は自分の行動が環境に負荷を与えているという自覚を 持ちながら、なかなか現実の環境配慮行動に移せないでいるのが現状です。

そこで区は、環境配慮行動を地域に定着、拡充させるため、率先して環境活動に取り組む個人・団体への支援を行っています。

◆ 環境団体の登録

一定の条件を満たす環境団体の登録を行っています。登録団体については、環境学習室(あんさんぶる荻窪内)などの貸室の優先・減免利用により、積極的な活動を支援しています。また、団体相互及び行政との情報交換の場として、年に4回、環境団体連絡会を開催しています。

◆ 測定器などの貸し出し

環境活動を支援するため、待機電流計などの測定器の貸し出しを行っています。

《主な貸出備品》

品 名	個数	品 名	個数
待機電流計	10	水質検査器	10
紫外線強度計	10	双眼鏡	60
電磁波測定器	10	顕微鏡	5
騒音計	10	ルーペ	58

◆「すぎなみ環境カエルくらぶ」の運営支援

環境問題を自らの問題として捉え、環境配慮行動に主体的に取り組む区民や事業者を数多く創出する推進組織「すぎなみ環境カエルくらぶ」を支援しています。

このくらぶは、個人レベルでの環境配慮行動の実践と各種環境団体等のネットワークを推進し、「環境配慮行動の拡充」を目標としています。環境に関心のある人なら誰でも気軽に参加できる会であり、その設立、運営も区民が主人公の取り組みです。

